

## 空き家バンクをご利用ください

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

空き家バンクは、空き家となっている利活用可能な建物のうち、所有者が売却・賃貸を希望する物件の情報をホームページなどを通して、町内に移住・定住を希望する方に情報提供を行う制度です。空き家バンクに登録された空き家は、ホームページで情報を公開しています。

埼玉北空き家バンク 検索



### ●募集内容

お持ちの空き家を売りたい方、貸したい方は、ぜひ空き家バンクに登録をお願いします。まずは、防災環境課までご相談ください。登録は無料です。宅建業者等による空き家の調査を行い、登録可能か判断させていただきます。なお、物件の状態によっては登録できない場合があります。

### ●対象者

本制度における空き家とは、個人が所有する戸建住宅が対象となります(アパートや土地のみは対象外)。

## 合併処理浄化槽の維持管理費の一部を補助します

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

合併処理浄化槽とは、微生物の働きで汚水をきれいな水にして放流する排水処理施設のことです。トイレだけでなく風呂、台所等の生活排水すべてを処理します。浄化槽法では、機能を十分に発揮させるため、保守点検・清掃・法定検査の実施が義務付けられています。

町では、合併処理浄化槽を適正に管理しているみなさまの負担を少しでも軽減するため、維持管理費の一部を補助しています。10人槽以下の家庭用合併処理浄化槽が対象です。

なお、トイレの排水のみを処理するものは「単独浄化槽」です。補助制度の対象にはなりません。

維持管理とは、保守点検・清掃・法定検査のことをいいます。

- 保守点検・・・浄化槽の点検、調整や修理のことです。
- 清掃・・・浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや調整、機器類の清掃を行うことです。
- 法定検査・・・保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているか確認する検査です。

【対象地域】 下水道区域(渡瀬・元原)以外の地域

【補助金額】 補助対象経費(保守点検・清掃・法定検査)の合計額の1/2(上限2万円)

【対象期間】 初めて補助金を受けた年度から継続して3年間(申請は毎年必要です)

【申請に必要な書類(申請日から1年以内の書類)】

- ①浄化槽法第11条による法定検査結果書の写し及び領収書の写し
  - ②清掃に要した費用に係る領収書の写し
  - ③保守点検に係る記録簿(直近2回分)の写し及びこれに要した1年分の費用に係る領収書の写し
- ※口座引き落としで支払っている場合は、通帳の写しが必要です。

【その他】 上記書類の他に、預金通帳(補助金の振込先)及び印鑑をお持ちください。

## 給水栓(農業用水)の適切な管理・利用について

問合せ 経済観光課 農政担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

### ●給水栓の破損事故が多発

トラクターなどの作業で、給水栓を破損させてしまう事故が多発しています。破損させた場合、水を止める操作は役場職員が行いますのでご連絡ください。修理が完了するまで、周辺の農地では農業用水の利用ができません。

事故等を未然に防ぐためにも、事故防止の対策をしていただきますようお願いします。

※給水栓の修理は、個人負担となります。



農業用給水栓  
農地に設置してあり、農業用水の利用ができます  
(給水栓のない農地もあります)



破損した様子  
水が噴き出します

### ●事故の防止対策例

- ・作業前にあらかじめ給水栓の場所を確認しておく。
- ・給水栓周囲の草刈りをして、位置が分かるようにしておく。
- ・給水栓の位置が分かるように目印となる物を置く。



事故防止対策例  
古タイヤを利用

## 犬の飼い方について

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

最近、犬の飼い方について「散歩の際などにリード(ひも)に繋がらない」、「飼い犬の糞を片付けない」などの苦情が多数寄せられています。

飼い主のマナーとして、犬の散歩時には必ずスコップ等や袋を持参し、排出した糞は回収し持ち帰ってください。動物を飼う場合には、地域住民に迷惑をかけることのないように配慮し、町内の美化・衛生にご協力をお願いします。

### 【犬の飼養マナーアップ】

- ・最後まで責任をもって飼いましょう。
- ・散歩の時は必ずリードに繋がしましょう。
- ・放し飼いはやめましょう。
- ・散歩中に排出した犬の糞は必ず持ち帰りましょう。

